

法人税顧問 (Ver.H25.1)

平成 25 年度 税制改正対応版のご案内

(平成 25 年 4 月 1 日以後終了する事業年度が対象)

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきましてご案内申し上げます。
よろしくご査収のほどお願いいたします。
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
あらかじめご了承ください。

発売予定日

2013 年 6 月 5 日リリース予定

バージョンアップ対象

Ver.H24.1 以降

電子申告更新用プログラム
(Ver.H25.1.e1) は、
2013 年 6 月中旬公開予定

改正内容

主な税制改正内容

平成25年度/税制改正の概要 (タビスランド)

●生産等設備投資促進税制の創設 (別表六(十八)) **【新規追加対応】**

青色申告を提出する法人が国内設備投資を増加させた場合、その法人が国内で取得等した機械・装置について、**30%の特別償却**又は**3%の税額控除**を認める制度が創設されます。(要件と控除税額は限度があります)

→ **【適用時期】**平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用

●商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設 (別表六(十九)) **【新規追加対応】**

青色申告書を提出する一定の事業の中小企業等で、経営改善に関する指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に
伴い器具備品及び建物附属設備の取得等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の**30%の特別償却**と
その取得価額の**7%の税額控除**との選択適用ができます。

→ **【適用時期】**平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に店舗改修等を行った場合

●所得拡大促進税制の創設 (別表六(二十)) **【新規追加対応】**

青色申告を提出する法人が給与等支給額を増加させた場合、その支給増加額について、**10%の税額控除 (中小企業者等は20%)**を認める制度が創設されます。

→ **【適用時期】**平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用

●研究開発税制の拡充 (別表六(六)、別表六(七))

①試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度、繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制、繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度について、2年間の時限措置として、**控除税額の上限が当期の法人税額の30% (現行20%)**に引き上げられました。

②特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等が加えられます。

→ **【適用時期】**平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用

●環境関連投資促進税制 (グリーン投資減税) の拡充 (別表六(十一))

環境関連投資促進税制について、対象などの見直しを行った上で、その適用期限が**2年延長**されます。

●雇用促進税制の拡充 (別表六(十七))

雇用促進税制について、税額控除限度額が増加雇用者数 1 人当たり **40 万円 (現行 20 万円)**に引き上げられます。

●中小法人の交際費課税の特例の拡充 (別表十五)

中小法人に係る損金算入の特例について、**定額控除限度額が 800 万円 (現行 600 万円)**に引き上げられるとともに、定額控除限度額までの金額の**損金不算入措置 (現行 10%)**が廃止されます。

→ **【適用時期】**平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用

システムでの変更帳票

●税制改正に伴うシステムの変更内容

システムで対応している帳票でフォームなどが変更になる帳票は、次のとおりです。

別表一（一）	別表一（二）	別表一（三）	別表三（一）	別表三（四）
別表三（五）	別表四	別表六（二）	別表六（二の二）	別表六（三）
別表六（三）付表一	別表六（四）	別表六（六）	別表六（七）	別表六（八）
別表六（十）	別表六（十一）	別表六（十二）	別表六（十三）	別表六（十七）
別表六（二十四）	別表七（一）	別表八（一）	別表十（七）	別表十一（一の二）
別表十四（二）	別表十五	復興特別法人税別表三	適用額明細書	

●追加帳票

別表六(十八)	国内の設備投資額が増額した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(十九)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(二十)	雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(二十三)	法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書
別表六(二十三)付表	前期繰越分に係る法人税額超過額構成額に関する明細書

●削除帳票

別表三（四）	別表三（四）付表	別表六（二十）
--------	----------	---------

機能改善対応内容（予定）

- ①復興特別法人税別表二・・・「収入金額 1」①について、別表六(一)からの転記方法を改善します。
- ②適用額明細書・・・適用額＝0の明細行は印刷しないように変更します。
- ③千葉県のOCR対応・・・第六号様式と第七号様式を統一様式（東京と同じID）に、第九号の三様式を東京都様式で印刷します。
- ④第六号様式別表九・・・入力画面に未入力などがある場合のチェック機能を追加（電子のチェック内容と同様）
- ⑤納税一覧表・・・(1)復興特別法人税「年税額」に、控除税額差し引き後の金額（復興特別法人税別表一(4)）を転記するように変更（Ver.H24.21で対応済み）
 (2)消費税（国税）「翌期予定納付額」の中間申告の回数を、年税額から計算するように改善
 (3)地方消費税の翌期予定納付額を、地方消費税の年税額から計算するように変更

⚠ データの互換性について

- ・連動可能な減価償却応援のバージョンは以下のとおりです。
減価償却応援 Ver.14.0以降

保守にご加入されていない方



保守サービス契約には以下の**特典**があります。
まだご加入いただいていないお客様は、ぜひご加入をご検討ください。

ポイント1

安心電話サポート

システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

ポイント2

法改正・機能アップ製品の無償提供

法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いただけます。

ポイント3

原本ディスクの破損交換サービス

原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。（年間1回まで）



北海道オフィス・マシン株式会社 TEL 011-632-5005

お問い合わせ先

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください